

**神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会  
第46回「地域密着型サービス運営委員会」次第**

1 日 時 令和6年3月14日（木）13時30分～14時30分

2 場 所 市役所4号館(危機管理センター)1階本部員会議室

**3 運営委員会次第**

(1) 開 会

(2) 定足数の確認

(3) 福祉局監査指導部長挨拶

(4) 議 事

【審議事項1】神戸市地域密着型サービス事業所の指定について

(5) 閉 会

**4 配布資料**

地域密着型サービス運営委員会委員名簿

神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱

**資料1**

地域密着型サービス事業所の指定について

**資料2**

参考資料 地域密着型サービス事業所の状況

(第46回) 神戸市地域密着型サービス運営委員会 委員名簿 (敬称略)

学識経験者

(選出分野別・五十音順)

委員	福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科教授	奥西 栄介
委員	筑波大学名誉教授	本澤 巳代子

保健医療関係者

委員	神戸市医師会 副会長	久次米 健市
委員	神戸市介護老人保健施設協会理事	鄭 正秀
委員	兵庫県看護協会専務理事	西口 久代

福祉関係者

委員	神戸市老人福祉施設連盟副理事長	石坂 恵美子
委員	神戸市シルバーサービス事業者連絡会会長	町野 良治
委員	神戸市民生委員児童委員協議会 常任理事	森本 早苗
委員	神戸市介護サービス協会高齢者介護士委員会副委員長	余田 弘子

地域活動団体

委員	神戸市婦人団体協議会理事	小野 三恵
----	--------------	-------

被保険者

委員	市民代表	酒巻 恵
委員	市民代表	武下 郁子

幹事

代表幹事	福祉局監査指導部長	浦川 稔弘
幹事	福祉局高齢福祉課長	猶原 豊人
幹事	福祉局介護保険課長	内藤 康史
幹事	福祉局監査指導部指定担当課長	黒子 真寸美

事務局職員

高齢福祉課：施設整備担当係長

介護保険課：管理担当係長

監査指導部：指定担当係長

# 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱

平成12年7月11日

分科会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会運営要綱（平成12年4月18日決定）第9条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(部会)

第2条 専門分科会に、次の部会を設置する。

- (1) 企画・調査部会 定数10名以内
- (2) サービス研究会 定数15名以内
- (3) 地域密着型サービス運営委員会 定数15名以内

2 第1項の各号に掲げる部会の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

3 部会に属すべき委員及び臨時委員は、分科会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

5 部会長は、その部会の会務を総理する。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。

7 部会は、部会長が招集する。

8 部会は、部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

9 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

10 部会に必要な応じてワーキンググループを置くことができる。

(関係者の出席)

第3条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(代表幹事及び幹事)

第4条 専門分科会及び部会に代表幹事及び幹事を置く。

2 代表幹事及び幹事は、市職員のうちから分科会長が指名する。

3 代表幹事及び幹事は、専門分科会及び部会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、福祉局介護保険課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月11日より施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月19日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月11日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月9日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月17日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月10日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

## 別表（第2条関係）

### 部会の所掌事務

#### 1 企画・調査部会

- (1) 介護保険事業計画の点検及びそれに必要な調査の実施に関する事
- (2) 介護保険事業計画の策定に必要な調査の実施に関する事
- (3) 高齢者保健福祉計画の策定に必要な調査の実施に関する事
- (4) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の立ち上げ及び円滑な運営に関して必要な事

#### 2 サービス研究会

介護サービスの質の向上に関する事

#### 3 地域密着型サービス運営委員会

- (1) 地域密着型サービスの指定基準に関する事
- (2) 地域密着型サービスの指定、指定拒否及び指定取消に関する事
- (3) 地域密着型サービスの介護報酬に関する事
- (4) その他、地域密着型サービスの円滑な運営に関して必要と認められる事